

岐阜市公金管理運用要綱

令和2年2月20日決裁

改正 令和2年3月26日決裁

岐阜市公金管理運用要綱（平成13年12月20日決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市の管理する公金について、安全性及び流動性を確保した上で、地域経済への影響を考慮しながら効率的に運用することを目的として、公金の管理及び運用（以下「管理等」という。）に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第2条 この要綱の規定を適用する公金は、次の各号に掲げるもの（別に定めるものを除く。）とし、その用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歳計現金 地方自治法第235条の4第1項に規定する現金をいう。
- (2) 歳入歳出外現金 地方自治法第235条の4第3項に規定する現金をいう。
- (3) 基金等 地方自治法第241条第1項に規定する基金及び地方財政法第4条の3第2項に規定する積立金をいう。
- (4) 地方公営企業の業務に係る現金 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の6に規定する現金をいう。

（公金の管理等の原則）

第3条 公金の管理等は、次の各号に掲げる事項を原則とする。この場合において、当該各号に掲げる事項の優先度は、当該各号の順で高いものとする。

- (1) 安全性の確保（元本が損なわれることを避けるため、安全性の高い金融商品により公金の管理等を行うことをいう。）
- (2) 流動性の確保（支払等に支障を来たさないよう必要となる公金を確保するとともに、想定外の需要に備え、公金の流動性を常に確保することをいう。）
- (3) 効率性の確保（前2号に掲げる原則を十分確保した上で、公金の運用から生ずる収益の最大化を図ることをいう。）

（公金管理等主管者）

第4条 会計管理者は、歳計現金及び歳入歳出外現金（以下「歳計現金等」という。）の管理等を主管する。

2 財政部長は、基金等の管理等を主管する。

3 上下水道事業部長、市民病院事務局長及び経済部長は、それぞれの地方公営企業の業務に係る現金の管理等を主管する。

（公金管理等計画の策定）

第5条 前条の規定により公金の管理等を主管する者（以下「公金管理等主管者」とい

う。)は、毎年度、歳計現金等管理等計画、基金等管理等計画及び企業会計資金管理等計画を策定するものとする。

(公金の管理等の実施)

第6条 公金管理等主管者は、公金の管理等に係るリスクを適切に管理し、公金全体における金融商品の構成が最適なものとなるよう努めるものとする。

2 公金の管理等に当たっては、市場の金利の動向等に留意し、競争性に優れた入札又は機動性に優れた入札以外の方法のうち、いずれか効率性の高い方法によるものとする。

(歳計現金等)

第7条 歳計現金等の管理等は、次に掲げる金融商品により行うものとする。

- (1) 当座預金
- (2) 普通預金
- (3) 通知預金
- (4) 別段預金
- (5) 定期預金
- (6) 譲渡性預金
- (7) 外貨預金(先物為替予約が付されているものに限る。)
- (8) 国庫短期証券

2 歳計現金等の管理等は、原則として1会計年度ごとに行うものとする。

3 第1項第1号から第7号までに掲げる金融商品は、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当する金融機関のものとする。

- (1) やむを得ない場合を除き、岐阜市指定金融機関又は岐阜市収納代理金融機関であること。
- (2) 自己資本比率が国際統一基準行(銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下「基準」という。))第1条第10号の2に規定する国際統一基準行をいう。)にあっては8%以上、国内基準行(基準第1条第10号の3に規定する国内基準行をいう。)にあっては4%以上であり、かつ、不良債権(特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令(平成11年総理府令・大蔵省令第32号)第9条第1項各号に該当する貸付金をいう。)の比率等から経営の健全性が認められること又は市の債権と相殺することができる債権を有していること。

4 第1項第8号に掲げる金融商品は、その額面価格未満の価格でのみ購入することができるものとする。

5 第1項第8号に掲げる金融商品は、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当する証券会社により取り扱うものとする。

- (1) 管理先機関の固有財産と分別管理が行われること。
- (2) 自己資本規制比率（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第46条の6第1項に規定する自己資本規制比率をいう。）が140%以上であること。
- (3) やむを得ない場合を除き、市内に本店又は支店、営業所等を有していること。
- (4) 市と行う事務処理等を円滑に行うことができること。

（基金等及び地方公営企業の業務に係る現金）

第8条 基金等及び地方公営企業の業務に係る現金の管理等は、次に掲げる金融商品により行うものとする。

- (1) 前条第1項各号に掲げる金融商品
 - (2) 貸付信託及び金銭信託（実質的に元本補填がされるものに限る。）
 - (3) 利付国債
 - (4) 地方債
 - (5) 政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）
 - (6) 地方公共団体金融機構債
 - (7) 財投機関債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証をしていない債券をいう。）
- 2 基金等の管理等は、各基金等の設置目的、積立て及び取崩しの計画等を勘案して、1年を超えて行うことができる。
 - 3 地方公営企業の業務に係る現金の管理等は、各会計の資金計画等を勘案して、1年を超えて行うことができる。
 - 4 基金等及び地方公営企業の業務に係る現金の運用期間は、40年を上限とする。
 - 5 第1項第1号（国庫短期証券を除く。）及び第2号に掲げる金融商品の取扱いについては、前条第3項の規定を準用する。
 - 6 第1項第3号から第7号までに掲げる金融商品は、原則として、その額面価格又は額面価格未満の価格により購入することができるものとする。ただし、その額面価格又は額面価格未満の価格で購入することが困難な場合にあつては、額面価格を超えるものであつても、償還時の元本と購入時から償還時までの利払いの合計額が当該金融商品の購入価格を上回り、かつ、他の金融商品によるよりも有利に運用することができる場合にのみ購入することができる。
 - 7 第1項第3号から第7号までに掲げる金融商品の取扱いについては、前条第5項の規定を準用する。
 - 8 第1項第7号に掲げる金融商品については、購入時点において、格付け機関により、国債と同等以上の格付けを得たものでなければならない。

（金融商品の取扱い）

第9条 金融商品は、原則として満期又は期限まで保有するものとする。ただし、次の

各号に該当する場合にあっては、運用中の預金の解約又は債券等の売却を行うことができる。

- (1) 公金の安全性を確保するために必要な場合
- (2) 公金の流動性を確保するためにやむを得ない場合
- (3) 公金の安全性を確保しつつ、公金の運用の効率性を確実に向上させるために金融商品の入替えを行う場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別な理由があると認められる場合
(公金管理等の実績報告)

第10条 公金管理等主管者は、公金の管理等の状況について、公金管理等報告書を作成し、当該年度の終了後、次条に規定する岐阜市公金管理運用検討委員会の委員長に報告しなければならない。

(公金管理運用検討委員会)

第11条 公金の管理等に関する調査及び検討を行うために、岐阜市公金管理運用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、副市長、財政部長、経済部長、市民病院事務局長、上下水道事業部長及び会計管理者並びに財政課長及び会計課長をもって組織する。

3 委員会に委員長を置き、会計管理者をもって充てる。

(会議)

第12条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、会計課において処理する。

(地方公営企業との関係)

第14条 公営企業管理者は、この要綱における基準を考慮して、必要に応じてそれぞれ公金管理等の基準を定めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年2月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。